

令和7年度家庭教育普及啓発業務
提案説明書

令和7年6月
札幌市教育委員会
総務部生涯学習推進課

1 業務の名称

令和7年度家庭教育普及啓発業務

2 業務概要

(1) 目的及び業務内容

別添1「仕様書」のとおり

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある

(2) 予算上限額

3,000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

なお、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 参加資格

応募者は、次の要件の全てを満たすものとする。

(1) 札幌市の競争入札参加資格者名簿（物品・役務）のうち「一般サービス業」の登録業者であること。

(2) 札幌市内に活動拠点（本社又は営業所等）を有し、札幌市内で業務を実施することができること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 企画提案書の提出期限の時点において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

4 企画提案を求める項目

別添1「仕様書」を参照のうえ、下記の項目について提案すること。

(1) 業務の執行体制について

(2) 過去の類似業務実績について

(3) 業務スケジュールについて

(4) ウェブサイト「さっぽろ家庭教育ナビ」に掲載する動画の作成について

どのような動画を作成するか、絵コンテを用いる等、具体的にイメージの持てる方法により提案し、それがいかにして家庭教育の重要性を周知・普及し、視聴者に対して家庭における気づきや、学びを提供できるか明記すること。

また、具体的に検討している出演者がいれば明記すること。

(5) ウェブサイト「さっぽろ家庭教育ナビ」の更新について

サイト閲覧者が必要とするコンテンツをより探しやすくするため、現行のウェブサイトのだのようなレイアウト変更が可能か、具体的なイメージを持てる方法により提案すること。

(6) 講演会のオンライン配信について

講師の人選について、子育て世代の興味・関心を引く話題性のある人物として、どのような出演者を手配可能か具体的に提案すること。

また、講演会の周知をウェブサイト「さっぽろ家庭教育ナビ」内で実施するなど、サイトとの連動について検討し、講演会とサイトの視聴数の増加が相乗的に期待できるような提案について明記すること。

なお、オンラインの特性を活かした工夫があれば明記すること。

5 参加手続に関する事項

(1) プロポーザルの日程

ア 企画提案の公募開始	令和7年 6月 23 日(月)
イ 質問書の提出期限	令和7年 6月 30 日(月)
ウ 質問書に対する回答	令和7年 7月 7 日(月)
エ 企画競争参加申出書及び企画提案書の提出期限	令和7年 7月 15 日(火)
オ 一次審査（書類審査）	令和7年 7月 22 日(火)
カ 最終審査（ヒアリング）	令和7年 7月 31 日(木)

※ 各種の提出期限は17時必着とする。

(2) 提案説明書等の入手先

提案説明書及び仕様書等については、下記 HP アドレスにアクセスし、必要な書類のデータをダウンロードすることにより入手すること。

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/shogaikyoiku/renke/kakyopuopo.html>

企画提案に関わる必要書類は、下記のとおり提出すること。様式任意の場合を除き、指定の様式を用いない提出書類等は受付しないものとする。

下記アは1部、イ～カは各10部（正本1部、副本9部）提出すること。

- ア 企画競争参加申出書（様式1）
- イ 企画提案者概要（様式2）
- ウ 業務実施体制及び過去の業務実績（様式3）
- エ 企画提案書（様式任意）
- オ 業務スケジュール（様式任意）
- カ 積算書（様式任意）

※ア～カの作成にあたっては、文字サイズを10.5ポイント以上、紙サイズは原則A4判とすること。

※エは、片面印刷30枚を上限とする。

(4) 提出方法等

- ア 提出方法

持参又は郵送

イ 提出先

〒006-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル5階

札幌市教育委員会 総務部 生涯学習推進課 担当：鶴沼

ウ 提出期限

令和7年7月15日（火）17時00分 必着

(5) その他

ア 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。

イ 提出する提案は1案とする。提出期限後の資料追加及び変更は認めない。

ウ 全ての提出された書類は返却しない。

エ 企画競争参加申出書を提出した後に参加を取りやめる場合、取下願（様式4）を提出すること。

6 質問の受付及び回答

本業務の企画提案に関する質問については、「質問書」（様式5）にて行うこと。

(1) 質問の受付

ア 受付期間

令和7年6月23日（月）から6月30日（月）17時00分まで

イ 提出方法

電子メール

件名は「令和7年度家庭教育普及啓発業務企画提案に係る質問」とすること。

ウ 提出先

札幌市教育委員会 総務部 生涯学習推進課 担当：鶴沼

E-mail：manabi@city.sapporo.jp

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は個別に行い、質問者の氏名等を伏せた上で原則として札幌市公式ホームページにて公開する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。なお、「質問書」（様式5）以外での電話、来庁その他の手段による質問及び受付期間以外の質問については回答しない。

7 審査

提出された企画提案は、札幌市職員からなる、令和7年度家庭教育普及啓発業務企画競争実施委員会において、審査基準に示す項目による総合点数方式で審査する。審査の結果、評価点が高い順に契約候補者として選定する。

なお、評価の方法は、別添2「審査項目及び審査基準表」により総合的に評価する。

(1) 一次審査

ア 提出書類により書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、5件とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が5件以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。

オ 選定の結果については、文書により、ウまたはエのどちらでも7月28日（月）までに通知する。

(2) 最終審査

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 企画提案者1者あたりの出席人数は、3名以内とする。

ウ ヒアリングは1者あたり約30分（説明20分、質問10分）を想定し、順次個別に行う。

エ プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づいて説明を行うこと。当日の配布資料の追加は認めない。

オ 実施委員会の審査において、最も高い評価点を得た企画提案者を契約候補者とする。なお、総合点数の満点の6割を最低基準点とし、最低基準点を超えない場合は、契約候補者としめないものとする。また、企画提案者が1者であっても、最低基準点を超えた場合は、契約候補者として決定する。

カ 評価点が同点の企画提案者があるときは、別添2のうち「1(3)企画提案内容の評価」の項目において、最も高い評価点を得た企画提案者を契約候補者とする。この項目も同点であった場合には、くじ引きにより契約候補者を決定する。

キ ヒアリングの詳細については、別途通知する。

(3) 選定結果の通知方法

選定の結果は、一次審査を通過した企画提案者全員に対し、文書により8月上旬頃に通知する。

8 契約候補者との協議及び契約

(1) 本業務の委託は、審査によって選定された1者との随意契約により、契約を締結することを原則とする。契約候補者には別途、見積書の提出を求める。

(2) 選定された1者との交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は契約候補者の本企画提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、順次2位以降の者を繰り上げて、その者と契約に向けた協議を行う。

(3) 企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、選定された者との交渉の結果、企画提案書の一部を変更することがある。

(4) 契約手続きは、札幌市契約規則の定めるところによる。

(5) 札幌市は、契約締結後においても受託者が本企画提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

9 著作権等に関する事項

(1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。

(2) 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提

案者に通知する。

- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

10 参加資格の喪失

本件企画競争において企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を確定するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提出された書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

11 失格要件

次の各号に該当する場合には、実施委員会において審査の上、失格となる場合がある。

- (1) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (2) 本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない場合
- (3) その他実施委員会において不相当と判断した場合

12 問い合わせ先

札幌市教育委員会 総務部 生涯学習推進課 担当：鵜沼、上原
〒006-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル 5 階
TEL：011-211-3872 E-mail：manabi@city.sapporo.jp